

議案第23号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区 [REDACTED] [REDACTED]	1,023,467円

2 事件の概要

令和3年2月20日午後10時30分頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内博多区中洲五丁目6番28号付近の市道の歩道部分を歩行中、当該歩道部分に設置されていた植樹ますの舗装が沈下して段差が生じていたため、当該段差に左足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。